

令和8年度 奨学生の募集について

奨学生について

奨学生(貸与)の額	①高等学校・高等専修学校 …… 月額15,000円(年額180,000円) ②高等専門学校…………… 月額25,000円(年額300,000円) ③大学・専門学校…………… 月額30,000円(年額360,000円)
申込資格	令和8年4月現在、次の要件を全て満たす者。 ①高等学校以上の学校(予備校を除く)に在学している。 ②保護者が大崎町内に3年以上居住している。 ③修学する意欲があり、学業・人物ともに優秀である。
申し込み受付期間	令和8年2月24日(火)から同年5月8日(金)まで(郵送の場合も必着) ※土曜日、日曜日、祝日を除いた日の、午前8時30分から午後5時15分まで受付けます。
申し込みに必要な書類	①奨学生貸与申請書(様式第1号) ②奨学生推薦書(様式第2号)、または成績証明書(令和7年度の在籍校で作成) ③在学証明書(令和8年度の在籍校で発行) ④令和6年中の所得額証明書(役場税務課で発行、連帯保証人2名分・各1通) ⑤納税証明書(役場税務課で発行、連帯保証人2名分・各1通) ⑥住民票謄本 ※①の申請書と②の推薦書の様式は、教育委員会管理課にあります。 (本町のホームページからも、様式をダウンロードすることができます。)

産業後継者育成奨学生について

卒業後、本町で農林水産業や商工業などを後継又は新規開業することを目的とする者へは、産業後継者育成奨学生という奨学生を貸与し、卒業後、本町において下記に掲げる形態で就業したときは、就業の日から起算して5年間返還を猶予し、その期間経過後、産業後継者育成奨学生の目的を達成した場合は、返還を免除します。

奨学生返還が免除される就業形態等	
後継者の場合	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が、本町において農林水産業や商工業等を営む者(家族経営の法人も可)で、後継者として、就業する場合。 農林水産業や商工業等の経営者が、後継者として認める場合。 一経営体に、奨学生返還が猶予されている者が複数いない場合。
新規開業者の場合	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後、本町において農林水産業や商工業等を新規開業した場合。 新規開業したことが、客観的に証明できる場合。

奨学生の選考・決定

受付期間終了後、奨学生選考委員会による選考を経て、奨学生を決定します。

※なお、この内容は令和8年度当初予算の成立が条件となりますのでご了承ください。